

聖籠町公営企業会計規程の一部を改正する規程をここに
公布する。

平成二十三年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町企業管理規程第一号

聖籠町公営企業会計規程の一部を改正する規程

聖籠町公営企業会計規程（昭和五十五年聖籠町水道管理
規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表（第三条関係）の収入の部費目の款中「水道料金」
を「上下水道料金」に改め、支出の部費目の款委託料、修
繕費及び路面復旧費の項中「三十万円未満」を「百万円未
満」に、工事請負費の項中「五十万円未満」を「百三十万
円未満」に改め、支出の部費目の款に次の項を加える。

工具器具及び備品購入費	百万円未満	
-------------	-------	--

附 則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。